

令和 7 年度集団指導 事務連絡

1 申請書等の様式変更について

厚生労働省では、令和元年度から「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置し、事業所における文書の負担軽減が検討されており、その 1 つとして申請書等の標準様式を示しました（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

本市では、令和 6 年 4 月 1 日から各申請書等の様式を変更しておりますので、必ず市ホームページに掲載している変更後の様式を用いて提出をお願いします。

- ・指定に関する書類

指定申請書、更新申請書、変更届、廃止・休止届、再開届
各付表、各添付書類（標準様式）

- ・介護給付費算定に係る体制等の届出

体制等に関する届出書、体制等状況一覧表、添付が必要な届出書

2 介護予防支援の指定について

令和 6 年 4 月 1 日より、介護予防支援の指定対象が居宅介護支援事業所に拡大されました。介護予防支援事業者の指定に際しては、介護保険法第 115 条の 22 第 4 項に、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないと規定されていることから、本市では「地域包括支援センター運営協議会」に報告し、意見聴取を行った上で、指定を行います。

地域包括支援センター運営協議会は、年 3 回開催しておりますので、指定を希望する際は、事前にご相談をお願いします。

3 電子申請・届出システムについて

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減を目的として、介護サービス事業所の指定申請（加算届出含む）に関連する申請届出について、「電子申請・届出システム」の運用を令和 4 年度から開始しており、令和 7 年度までに全ての地方公共団体で利用開始することとなりました。

本市においては、令和 7 年 4 月より運用を開始しておりますので、市ホームページの案内をご確認いただき、利用開始に向けた準備をお願いします。

4 質問票について

人員基準・設備基準・運営基準や加算・減算等の報酬算定（請求）等にかかる解釈について質問がある場合は、原則、質問票を提出してください。

また、埼玉県が指定・指導権限を持つサービス種別（地域密着型サービス、総合事業、居宅介護支援、介護予防支援以外のサービス）にかかる質問については、埼玉県西部福祉事務所（049-283-6800）へお問合せください。

【注意事項】

- (1) 根拠法令等を確認し、事業所内で検討をした上で市にご質問ください。
- (2) 市で受ける質問は、根拠法令等の内容に疑義がある（意味や内容がはっきりしない）ケースになります。
- (3) 質問内容により、回答までに一週間程度お時間をいただくことがあります。

5 介護保険課の担当別電話番号について（代表番号 04-2953-1111）

- (1) 管理・保険料担当（保険料、給付、請求に関すること）
内線 1551・1552 直通 04-2941-5609
- (2) 計画・指定担当（事業所の指定、指導に関すること）
内線 1553
- (3) 介護事業担当（介護予防事業、地域包括支援センターに関すること）
内線 1554・1555
- (4) 認定担当（要介護認定に関すること）
内線 1556・1557 直通 04-2941-4892